

第7回 尾張旭市議会議員政治倫理審査会

令和4年8月10日（水）

議 題

- 1 審査内容等の確認について
- 2 その他

午前9時30分開議

会長（早川八郎） おはようございます。

初めに申し上げますが、タブレット端末等の持込みに関しまして、櫻井委員より申出がありましたのでこれを許可しておりますので、御承知願います。

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから第7回尾張旭市議会議員政治倫理審査会を開催いたします。

初めに、事務局から資料の確認をお願いいたします。

議事課長。

議事課長 それでは、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

次第の裏面に一覧を記載してございます。

議題1の資料といたしまして、資料1、本日の進め方（案）。

なお、資料2の山下議員からの弁明を記載した書面（追加）につきましては、山下議員に確認したい事項がございますので、確認が済み次第配付させていただくということで予定しております。

議題2の資料はございません。

以上でございます。

会長（早川八郎） ありがとうございます。

資料、よろしいですか。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） よろしいですか。はい。

それでは、議題1、審査内容等の確認についてを議題といたします。

初めに、本日の進め方を確認したいと思います。

本日は、まず最初に、審査請求対象議員の山下幹雄議員から弁明の申出がありましたので、弁明を行っていただく。

委員や審査請求者から質問項目や資料の提出がありましたので、質疑応答や確認を行う。

以上を踏まえて、必要に応じて、再度、質疑を行いたい方に出席していただいて質疑を行う。

これを経て、審査会として事実認定を行います。

次に、政治倫理基準に抵触するか否かの審査、措置の審査、以上の進め方で考えておりますが、皆さん、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

会長（早川八郎） はい、ありがとうございます。

それでは、本日は、最初に、審査請求対象議員の山下幹雄議員から弁明の申出がありましたので、弁明を行っていただく。

委員や審査請求者から質問項目や資料の提出がありましたので、質疑応答や確認を行う。

以上を踏まえ、必要に応じて、再度、質疑を行いたい方に出席いただいて質疑を行う。

これを経て、審査会として事実認定を行います。

次に、政治倫理基準に抵触するか否かの審査、措置の審査、以上のとおり進めてまいります。

ここまでで確認事項等あれば発言をお願いいたします。

よろしいですね。

(発言する者なし)

会長（早川八郎） はい、ありがとうございます。

それでは、審査請求対象議員の山下幹雄議員から弁明の申出がありましたので、弁明をしていただきます。

山下議員をお呼びいたしますので、ここで暫時休憩とします。

午前9時33分休憩

午前9時33分再開

会長（早川八郎） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、山下幹雄議員から弁明を行っていただきますが、今回の審査請求の対象となる事由の内容は、令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押しした行為となっています。その行為に係る範囲内で弁明をお願いいたします。

なお、弁明の機会は今回で最後となりますので、御承知ください。

議事課長。

議事課長 すみません。山下幹雄議員の弁明の前に、事務局として資料の確認をさせていただきたいと思いますので、発言をさせていただいてもよろしいでしょうか。

会長（早川八郎） はい、お願いいたします。

議事課長 すみません。山下議員に再確認をさせていただきたいんですけども、今回、8月8日付で、弁明を記載した書面の追加ということで資料のほうの提出をいただいております。

その中には住所やお名前など個人情報の記載がありますが、これを公開の会議の場で配付することですとかホームページで公開することについては確認を取っておられるということでもよろしかったかどうか、まず再確認をお願いします。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） 確認は取っております。

会長（早川八郎） はい、ありがとうございます。

ほか、課長、よろしいですか。

議事課長。

議事課長 山下幹雄議員からの提出された資料の中に、資料の2として、一般財団法人地方自治研究機構のホームページの写しと思われるものが資料として添付されております。

こちらのホームページのほうを見ますと、書面での許可なしに複写、複製またはその他のいかなる方法で他の媒体で使用するのを禁じますと書いてありますが、この確認は済んでいるのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） 今回の案件については確認できておりませんので、不必要であればその分の削除をお願いいたします。取扱いの削除をお願いいたします。その部分。

会長（早川八郎） 取扱い。じゃあ、配付しないということによろしいですか。

議員（山下幹雄） その部分ですね。

会長（早川八郎） はい、分かりました。

議員（山下幹雄） その部分の資料につきましては必要ありません。

会長（早川八郎） はい、分かりました。

議事課長。

議事課長 すみません。そのほかにもホームページを添付資料として載せて、国会のホームページとかそういったものの資料が添付されておりますが、こちらについても公開の会議の場での複写での使用とか、そういった許可を得られているのかどうかを確認させていただきたいと思っております。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） ホームページに公表されているものだということで、大岡弁護士のほうと確認をしました。公表されているものであるということの根拠の中から、複写をして公表しているか、さらに公表しているかどうかについての申合せ、確認事項はしてありません。

会長（早川八郎） 取扱いについてはいかがいたしましょうか。

山下議員。

議員（山下幹雄） 議事課、事務方において、そのホームページ上の文言等について大変、尾張旭市議会の責任の中でやるということになった場合には、議事課、事務方のほうで確認をしていただくのとプラス、また、そのまま進めるのであれば、意見書を提出された弁護士の責任の中で進めるという形になりますが、今打合せをしていないというところが正直なところでございますので、公開の別添資料、少しでも皆さんに見ていただいて理解をしていただくためにつけた資料という意味合いですので、公表の必要性は私はないと考えます。

会長（早川八郎） はい、ありがとうございます。

そしたら、今の部分の資料も机上配付はしないという形でもよろしいでしょうか。

山下議員。

議員（山下幹雄） 意味合い的には、委員の皆さんには理解をしていただきたいので、机上配付はしたほうがいろいろ流れは分かると。ただ、それを議会の名前で公表する、ホームページで要するにアップしていくということについて差し支えがあるというのであれば、あくまでも内部的な参考資料ということで利用していただければいいと思います。という意味合いです。

会長（早川八郎） はい、分かりました。

議事課長、今の点について、問題点があればちょっと教えていただけますか。

議事課長。

議事課長 すみません。ホームページに載せるに当たって、すみません、今のお話ですと事務局に確認をお願いしたいというような趣旨だったかと思われましても、事務局としては、提出者である山下議員の責任においてその点の確認をしていただきたいと思います。とっております。

以上です。

会長（早川八郎） 山下幹雄議員、今の件についてお願いいたします。

山下議員。

議員（山下幹雄） そうしましたら、参考資料について、そこの中についての今の点、複写をして、例えば勉強の資料とする等についての規制があつて、それを発行者に確認する必要があるということについて確認をしていないというのが事実でございますので、その分につきましては、皆さんにはどうぞ目に留めていただきたいんですが、公表については差し控えていただくことがその中の配慮であるかなとは思いますが、よろしくをお願いします。

会長（早川八郎） 分かりました。

では、机上配付はちょっとしないという形で。

ちなみに、委員の皆さんにはある程度の情報だけは伝えてありますので、その点で御理解いただければと。目には入っております。よろしいですか。

山下議員。

議員（山下幹雄） じゃ参考資料のほうは、各委員は一応確認はしていただいていると。ただ、机上配付をすると公表に値するので、それについては今日はしないという意味合いでもよろしかったですか。

会長（早川八郎） しないんじゃないかと、山下議員として、しないほうがこちらとしてはよろしいんじゃないかというふうに判断しておりますので、それを確認して、確認している資料であれば配付させていただきたいんですけども、確認していない資料について配付するというのは少し危険だと思いましたので、御確認を課長のほうからさせていただいておりますので、その辺はちょっと御理解いただきながら判断していただきたいと思っております。

山下議員。

議員（山下幹雄） そしたら、参考資料については配付いただいて結構です。それで、責任については、提出者が責任を持って対処をします。確認はしていないというのが事実です。

以上です。

会長（早川八郎） 今配付して、ホームページのほうにはやはりちょっと確認していないやつは載せることはできませんので、取りあえず机上配付はしてほしい、ホームページは載せなくてもいいよとさっきお話がありましたので、そんな形でお願いしたいということによろしいですか。

山下議員。

議員（山下幹雄） 会長の配慮に感謝します。ありがとうございます。

会長（早川八郎） 課長、この件について、問題点があれば教えてください。

議事課長 確認ですけれども、机上配付のほうは添付資料も含めて机上配付させていただいて、ホームページについては、添付資料だけは公開しないということによろしかったかの再確認です。

以上です。

会長（早川八郎） 山下議員、今の形によろしいですか。

山下議員。

議員（山下幹雄） 議事課の整理で間違いありません。

会長（早川八郎） はい、ありがとうございます。

委員の皆様については、この形によろしいですか。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） はい、ありがとうございます。

それでは、配付資料のほうをお願いしたいと思いますので、暫時休憩といたします。

午前9時41分休憩

午前9時44分再開

会長（早川八郎） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、山下幹雄議員の弁明のほうをよろしく願いいたします。

山下議員。

議員（山下幹雄） それでは、今日の会議の趣向では対象者の弁明ということで、尾張旭市議会議員政治倫理要綱の第7条第4項に当たる、「対象議員は、審査会において弁明をすることができる。なお、弁明を行う対象議員は、事前に弁明を記載した書面を審査会に提出しなければならない。」に従いまして、本日は二本立てになります。

7月21日に提出をいたしました、これは88ページにわたりますが、この資料は、これまでの1回から5回までの審査の経過、経緯、また、そこに当たるものについての再議等につきましての私の取りまとめたもの、そして、弁明に当たりましては、今提出が認められました、8月8日付で提出をさせていただきました資料、大岡琢美弁護士による意見書を参考とした私の弁

明陳述となりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、お願ひいたします。

審査請求事件審議に御尽力をいただきます会長、並びに審査会運営をいただく全ての皆様の労に対し、要因者として心苦しきの中、恐縮しております。そして、真摯に調査を進めていただいておりますことに深く感謝申し上げます。

そこで、これまでの審査過程を振り返りながら、私なりの見解を踏まえた細部整理をしました。今後の審査の材料として御採用いただきたく、お願ひ申し上げます。

第1回の審査、6月2日では、各派代表者会で選出された委員により審査の進め方、そして申請者による申請理由陳述が行われています。また、審査会に所属された申請者2名に対しての状況確認並びに意見聴取がされました。これまでの審査を振り返りながら、会議音声の文字起こしをして記録を確認し、整合性を必要とする部分を抽出した上で事実と真意についてまとめました。これが1つ目であります。

こちらは88ページにわたるもので、第1回から第5回の文字起こしをいたしました。1回分につきましては、議事課にて進捗のものをお借りしましてつけております。2回から5回につきましては、なるべくその会議録音に沿った素起こしを実施しまして、なるべく記録として皆さんの中に残していただきたいと思い、文字起こしをしました。よろしくお願ひいたします。

申請者陳述では、(松原議員発言)「主義主張で談合、癒着」と自らに迫った旨を説明されました。ここは明らかに松原議員の受け取り違いであり、私は監査委員推薦者選定における各会派内(2会派)の調整が促され、暫時休憩中に入って会派室に向かおうとする市民クラブ早川代表に向けて「談合はやめよう」と発し、早川代表も「談合などない」と返答されています。すなわち、松原代表に発したものではありません。

内容につきましても、「談合」の文言は発しましたが「癒着」とは発していないことを自分でも確信しておりますし、事務局提供の録音で再確認しております。

まず、経緯であります。会派・令和あさひさんから提出された議長エントリーにおいて、さかえ章演議員の名前が挙がりました。ここでは現議長の篠田議員も所属会派からエントリーされました。2者による打合せ実施の後、篠田議員のみとなりました。その後、副議長は芦原議員のみ。議会推薦監査委員のエントリーは、議長エントリーを一度したさかえ議員が再度されました。

提出済みの意見書にも記載しましたが、適任者でないと私は強く思い、無駄な行為と自分では承知をしておりましたが、これまでの主張を保持するため、あえて自らエントリーしました。無駄な行為というのは、その代表者会の中の合意形成には私は入らないだろうとそのときは推測しておりました。

監査委員は、本市の財政規律や公金使途の透明性、正確性をチェックする重要な位置にあります。不明瞭な公金の取扱いが行われたことが明らかになっており、監査委員に就くべきではないと感じました。ここがこのたびの案件におけるスタートと言えます。

5回にわたる審査内容中には、それぞれ私なりの注釈をつけさせていただきました。十分に審査賜りますよう、また、今後の議会運営の糧としていただきたくお願い申し上げます。

ページ数は長いので、私が指摘したい部分のみを説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

第1回に当たりまして、まずは第1回のほうの5ページになります。

5ページでは、松原たかし代表が陳述をされている部分になっております。

「まず、山下議員が、声を大きく、自分の主義主張をされ始めました。その後、また違う考え方で、談合だとか癒着だとかいうことも声を荒げ、その後、立ち上がられ、ここの位置でした」。ここは早川代表が会派室に戻る際、発しました。「癒着」という言葉、また、声は音声で御理解いただけると思いますが、荒げるというような発言はしていないという主張です。

6ページに続きます。

ここで、早川代表もそんなことはしない旨を言葉にして私に返していますので、松原議員がそのように捉えたのなら、全く誤解です。また、その場ですぐ立ち上がりませんでした。録音にもありますように、片渕議長の退席命令に従い、立ち上がっています。この部分が、会の中でのそれぞれの主張の中では違う部分だということで指摘させていただきます。

次に、8ページになります。

今の関連する部分ですが、「どこのタイミングで退席してくれということなのか。おなかで突いた、その前に山下議員に退出してくださいなのか、おなかで突いたときに退出してくれと言ったのか。」との秋田さとし委員の質問に対してでございますが、先ほどの中で分かりますように、この場では片渕議員は「突いた後です」と発言されておりますが、後と言われておりますが、音声でも分かりますように、先に発言されています。記憶違いを指摘させていただきます。

次に、その6、7段目下になりますが、委員の川村つよし委員が「今松原議員と山下議員しか近寄っていないというふう聞こえるかもしれないけれども、事務局も片渕議員も2人の中に割って入って止めようとしているんですね。」と発言をされましたが、これは最初の場面で、このときは事務局長のみです。片渕議長は、2回目の東側出口付近で再度口論をしていた際に引き留める態勢を取られています。これも発言の中で申しました。こちらはその確認です。

続きまして、9ページでございます。

9ページは、委員、片渕卓三委員が、中段に入りますが「反省も少しは言葉がありました、本当に心からやっているかどうかと思って、その反省の言葉も僕はなかったと思います、正直言って。そこら辺も踏まえて、これでは駄目だなということがあります。」と発言をされました。

「確かに人格的にどうしても感情が出たということは良くないと思いますので、先ずは今の監査のエントリーについては、とてもそのエントリーをするだけの人格としては自分は不足しているということで、一応手を挙げたんですけれども、自分の考えの中で、これは降ろさせ

ていただいて、後は決めてください。賛同するかどうかについては別なんですけれども、先ずはそういうことでお詫び申し上げます。

そのことで先ずは一つ責任と、あと代わることにつきましてはお任せしますし、今代わるんですしたら花井議員がいますので、代わるようにします。と、代表の方もですね、やはり責任を取ってですね、変更したいと思いますが、よく打ち合わせして、各委員会エントリーも出しているものですから、そういったことでまた、差し支えるようでしたら、大変これも他の皆さんに申し訳ないので、その辺りについてももう一度よく確認しますが、やはり正副議長にもご迷惑かけたし、他の代表者にもご迷惑かけましたので、代表の方もですね、一応うまく話ができれば、降ろさせていただきたいと思います。そういった謝罪の方法にはなりませんけれども、一応自分でやはり態度的に、いろんな気持ちもあることにはあるんですけれども、しっかりした議論の中で、話をするのが議員だということで思っておりましたものですから、お詫び申し上げまして、今から発表されることに従いますので、よろしく願います。」、この文脈で、これは発言した内容を文字に起こしておりますので、ここについての片渕議員の見解については主観性が高いなというふう感じておりましたので、抽出しました。

続きまして、10ページに移ります。

10ページでは、中段になりますが、松原たかし議員が「今度は、物的な証拠も何もないのに、癒着だ談合だと声を荒げ、それで、ちょこっと私は笑えてきたというか、何の証拠もないのに勝手に妄想でしゃべられて、それも自分勝手に怒られて、それをちょっとおかしく感じましたところ、『何がおかしいんだ』と。ということから立ち上がられて、こちらのほうに歩いてきて、来られた」というような発言をしております。

繰り返しになりますが、私の発言に対し、誤解をされています。笑われたことに対しては、大変侮辱を受けたと感じました。

この中でも、注釈は本資料にはつけておりませんが、「何の証拠もないのに勝手に妄想でしゃべられて」となります。これは録音を聞かれた方は分かりますが、今日までの、平成31年から令和4年までの間における中の出来事、そして、現状も続いていること、これ、現状も続いているというのは、会議録の情報公開請求の行政訴訟が実際にまだこの年中に行われまして、それが和解というか、議会側が譲りまして、監査を受け入れるという報告、これも事実。その監査が実際行われている最中であるということも事実で、そのことを私が発言をしていました。だから、過去のことを発言しているわけじゃなくて、今現在、監査請求も行われて、その監査の最中です、それはどこが、何をやっているかという、今言いましたように2年前の取扱いについての情報公開請求が出されていることについての話でありますので、これも大きく誤解をしてみえると思います。

その下の委員、櫻井直樹委員の「いわゆる秘密会議中の問答の中で、山下議員が勝手に判断して、談合だとか癒着だとかいう言葉を松原議員のほうに発したということによろしいですか。」と聞かれています。会議中でないこと、併せて、談合、癒着という言葉は松原議員に

は発していません。繰り返しの弁明というか、事実の整理でございます。

また、その下に、櫻井直樹委員が「人につかつかつかつと寄っていく行為だけでも、もう雰囲気が変わると思います。」。想定、今までのこの委員会の中での皆さんの話の中で、委員はもうそこにこう頭がそういう状況下が描かれているということがあったと思います。議長の退席命令があり、東側出口に向かいました。北側テーブル角に来たとき、松原議員は同方向に向かっており、私はひるまない、何度も言っていますが、という気持ちがありました。要するに、侮辱をされ、笑われて逃げ出すんじゃなくて、向かって対処してしまったという部分は間違いないと思います。

長くなりますので、第1回の部分は終わります。

第2回に入ります。

第2回は、私のほうで文字起こしをしまして、素起こしの状況になっておりますので、また録音等で皆さんが聞かれて、違うところがあれば御指摘をいただければいいと思います。

2回目のほうは進捗、6月17日に行われまして、今後の進め方等が話し合われています。こちらのほうにはコメントはつけておりませんので、よろしく願います。

第3回は、6月28日になります。第3回のものであります。こちらのほうも時間的には短くなっております。

実際には、3ページ目で書かせていただいたのは、このときに審査委員の2名が交代された、辞任をされて交代されたということでありました。このことにつきまして、これは私の見解であります。このときの辞任の理由等はなかったというふうに記憶しておりまして、この中で私なりの思いでは、意見書等を提出させていただいたりとかお話をさせていただいた中で整理いただいたんだというふうに理解をしました。

続きまして、第4回の7月5日になります。7月5日の会議が進められました。

この中では、私の意見書としてはついていないんですが、文字起こしをした中で、前回の第6回を確認しながら少し追加をさせていただきます。

このとき篠田議長は、すみません、中段になります。3枚目です。3ページ目。7月5日、第4回の3ページ目。3枚目で結構だと思います。篠田議長「すみません、ちょっと議長の立場からお話をさせていただきます。この審査請求書を出していただいた段階で、接触の行為があったかどうかということも非常に大切だとは思いますが、一連の流れの中で起きた事象だというふうに、議長として捉えております。従いまして全体を通して、一度皆さんにご議論いただいて、一点だけではなくて、その流れの中で、倫理基準に抵触するか否かの判断をしていただけるといいのかなというふうに思っております。以上です」。

そして、続きまして早川会長も、3行目になります。そこから3行目になります。「私も議長がお話した通りで、やっぱりものが起きたときにはその流れがあると思いますので、その辺も少し明確にして判断した方がいいかなと思います。」という発言は注目する発言でありますので、紹介させていただきます。

5枚目になります。5枚目は、こちらのほうは事実確認ということで、私のほうが中段から発言をさせていただきました。ということで、9ページまでは私が陳述した、これは弁明ではなくて事実確認ということで説明をさせていただいたということをつけ加えさせていただくために紹介させていただきました。

内容的にはこのような、事実に対する陳述をいたしたということであります。

第5回につきましては、各種証人等の質疑が行われまして、全部文字起こしをいたしておりますので、事実として確認をいただければと思いますし、整合性を整えるのであれば音声をお聞きいただきまして、皆さんで確認をしていただければと思います。

第5回尾張旭市議会議員政治倫理審査会議事録の、7月12日が第5回になりますが、こちらを起こさせていただいております。

失礼しました。今、私が発言した4回の部分については、一部証人はなかったので訂正をさせていただきますまして、第5回に証人の質問があったというふうに記憶しております。ちょっと議事録のほうでの説明を間違えましたことを訂正します。

第5回になります。

第5回の中で特筆した部分としましては、これもちょっとページ数をつける余裕がなかったということを理由には大変失礼かと思いますが、6枚目になります。

6枚目には、いろいろ当時の状況についての証人質問がされています。審査会の委員からの質問や、また、その場にいた審査請求者の一人が証人として発言されております。

6段目になりますが、片渕議員「一方的に山下議員が近づいたということです。それも感情的になってです。」と発言しております。その後、3行目、4行目になりますが、お互いに、ここの中でのやり取り、すみません、ちょっと飛ばしましたが、元に戻ります。

花井委員の「先ほど、お互いに近づいた、お互いにおっしやっしたのはなぜですか。」という質問に、片渕議員は「そこら辺で、お互い、山下議員が移動して、松原議員に近づいて、そこでお互いにというその場ですね。お互いに近づいたということの表現だと思います。」というような回答をしております。

川村議員も「お互い立ち上がり、近づいた」と録音の中で発声されています。説明に差異があると考えます。このときの証人の説明に差異がありますねということ指摘させていただいております。

また、この下、ちょっと注釈はついておりませんが、片渕議員は「その時点ではもう立っていらっしやいました。構えてましたね」。花井委員「立っていて、動いていたかいなか。松原議員が」。片渕議員は「動いてなかったと思いますね。先ほど言いましたが、あの構えていたと思いますね。手を後ろに回して、ということだと思う。」。この辺りが実際の内容と差異があるということ指摘したいので、表現しました。

次のページに移ります。

7ページになります。

片渕議員の発言です。上から5行目以降になります。「これは確かかどうか僕はわかりませんが、この本人の思いがあると思うんですけれども、自分としては、殴られることによって松原議員が暴力行為を起こしたというふうになると思うので、そういった意味合いだと僕は感じます。」。確かに、これは主観を言っているいい場なのかどうか分かりませんが、証人が自分の臆測と主観で言っているというふうには、全く臆測であり、恣意的発言で、事実認定審査に不適切であると捉えます。これは私の見解です。

ですから、事実認定をしているときに臆測と、それから自分の主観、主観というか臆測が中心となったもので説明をされていることに異議を申し立てるものであります。

また、その下に、櫻井委員がそういった話を聞いた中、「山下議員が立つ。松原議員は座っている。近づいて行って、松原議員も立つ。」というふうに聞いているんですが、川村副議長の発している音声とは乖離があります。「近寄って行ったのは、お二人の席から近寄って行ったから、その段階では、どっちが先とは僕は思わないけれど」ということで、音声文字起こし17ページにそのように発言をされているということで、これは事実を見た方の発言でありまして、実態的な、物理的なことの発言をされていることを付け加えて話をしますと、証人の方々の内容、証人陳述が乖離があるんじゃないかということ指摘させていただきます。

そして、このページの下段に当たりますが、7ページです。7枚目、片渕議員が「それは多分伏線があったと思いますが、山下議員の方からね、文面についてましたね。その方、その思いがあってそういうふうな行動に移ったと思うのですが、あくまでもここは4月22日はそういう伏線があったとしても」というような発言をされています。

その思いとかそういうふうなということで、その思いというのは何だったのかということとは具体的には書かれていませんが、最初からのことをずっと戻っていきますと、その思いというのは私もちょっと分かりません。

私が思ったのは、この代表者会において松原たかし代表が私に発したというか、私は事実を言ったんですよ。事実を言って、今、審査請求が出ています、やっている最中です、そういう状況下にあるんですよということを、松原たかし議員じゃなくて、その場にいた正副議長に向けて話をしているんですが、そのときの思いは、松原たかし代表は私を黙らせる。要するに、「何を言ってもいいんですか。」と。それが2回続きました。「何を言ってもいいんですか。」。私は、これは後々、その場の、これまでのところ強くは思っていなかったのかもしれないなと思いつつも、よくよく考えれば恫喝をされたというふうに私は本当に思うようになりました。

要するに、言論というか発言ですよ。人の発言を制止する。よく言います恫喝というのを調べますと、自分に都合の悪いことを言わせない、大きな声でどなる、そういったことによって自分の利益を守るというのが恫喝ということで、大まかにはそういうことでどんな辞書にも書かれています。

そういう中で、要するに、私の言ったようなことについて、もう黙りなさいよと、何を言っ

でもいいんですかということ脅された。私はでも、ここでやっぱりひるまずに返しています。この場は休憩中で、何回もこれも言っていますが、例えば中傷、誹謗、人の悪口は人として言っちゃいけないということは言いました。松原たかし代表がつくられた文字起こしの中にはその言葉は入っていませんが、よく聞いていただければ間違いなく言っておりますので、そういうことは言っちゃいけないということは発言しております。議論をしたわけです。

それで、松原たかし議員が「何を言っちゃいけない」の「何」は何ですかと、これも議論を最初は進めています。議論の中で言いました。そしたら、松原たかし議員はその中で、これも音声を聞き直していただければ分かりますが、何を言った……失礼しました。音声を文字でピックアップしておけばよかったんですが。

音声のほうの、これはページ数がちょっと分かりにくいんですが、2ページですね。音声2ページになります。資料を皆さん持っているかどうか分かりませんので、文章としては残っているはずですので、私のほうで説明させていただきます。

「何を言ってもいいんですか。」という、何を言って、それは、何というものは何か言ってみてくれということを書いてみえます。そこで松原たかし代表は、「言ってみやあでしょ。どういう発言の仕方、何ですかあなたは。」と反論されています。これが議論じゃなかったということではありますが、私は何というのが何かを分からないんですが、全く議論にならなかったという記憶と、何も言うなということをも喝されたというふうに感じました。

次のページに移ります。

これは櫻井委員の言葉に対しての私の見解を示させていただいたものであります。

6段目になります。「例えばもう2年前の事件のことを持ち出してとか、そういうようなことなんかも一切関係ないことだと僕は思いますし、それはきちっとしていかないと話がぼやけてしまうので、どんな理由があるにせよというふうなところで、政治倫理審査は進めていかなきゃいけないなというふうに私は思います。そこをきちっと押さえていきたいなというふうには思います。」ということでもあります。

それは先ほども申しましたように、第4回の3ページに「審査請求書を出していただいた」ということで、その後の塗りがしてありますのは議長の言葉が書いてありますので、この辺りも第4回、そしてこの第5回で結構乖離のある議論が進んだということを一応指摘させていただきます。

その後、2ページ後になります。

こちらのほうは、川村つよし議員が証人の陳述をしていただいている部分です。下段になってきますが、「その後ですね」というところから始まりまして、「向かい合った状態の中で山下議員がお腹を突き出すようにして松原議員に向かって突進して体当たりをしたと。」。一応マーカーをしてあるので皆さんに見えろと思いますが、というふうに証人の陳述をされました。

「突進して体当たり」ではなく、実際、正対して、向き合ってから動きであり、表現的には少し分かりにくい、適切じゃないんじゃないかということも指摘させていただきます。

実際、動いたときに、おなかを突き出しながら歩いていって、突進してぶつかるなんていうのが、物理的にそんなのができるのかなということがあります。実際、自分の記憶の中でも、行って正対する、その中で当たるといのはありますが、だから、これは表現の仕方についての言い方で、ただ、こういうふう証人が証言されれば、そのように見ていない人は頭の中で描くわけですから、そのことについての私の指摘になります。

あとにつきましては割愛します。

次のページもありますが、この辺りは、次ページの中段辺りには一応マーカーでつけてあります。「もう手が届きそうなくらいで近寄ってってなんかいろいろやってるもんですから」。「いろいろやってるもんですから」、抽象的ですよ。という思いの中から、このことについて皆さんに説明するために書きました。抽象的な表現をされていますが、私は話をしたい旨を伝えに行った場面です。これまでの経緯について話をしたいということで行った場面です。なので、誤解のないようにということで注釈をつけました。

ここまでが第5回までのこの審査会の会議を文字起こしした中、読み返して、自分なりに、そして録音も聞いて、どういう環境だったのか、自分の心情はどうだったのかというのを整理して皆さんにお話をさせていただいたのと、皆さんの御感想や、それからいろんなこの会議の中での話合いで、いろいろ御自分、御自分が、委員がお持ちになられたことを少しでも整理した中で審査していただきたいという思いから作りました。

では、会長、続けてよろしいですか。

会長（早川八郎） はい、どうぞ。

議員（山下幹雄） こちらのほうは私がつけた、これは、先ほどの弁明書ではなくて、実際にあった第1回から5回までの内容についての事実と、その事実確認、誤解を招いている部分についての説明、これが弁明に当たるというのであれば弁明でも結構ですが、文書的には意見書とつけましたので、御理解のほどをお願いします。

それで、弁明書につきましては、こちらのほうは本日提出をさせていただいているというか、8月6日に市内の大岡琢美弁護士に意見書を作成していただきまして、一連の流れや政治倫理審査ということについての意見をいただいたものを私の弁明陳述に採用させていただきまして、皆さんに訴えるものであります。

これ、長くなりますので、序論、そして途中の部分につきましては御一読いただくということで、委員の皆さんも政治倫理審査とはどういうものかということとはよく御理解されていると思います。本論から話をさせていただきます。

4ページになります。

4ページの本論には、第2、尾張旭市議会議員政治倫理要綱（本論）ということで、1、政治倫理要綱の目的ないし趣旨、第1条、目的、「この要綱は、議員が、市政に対する市民の信託に応えるため、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動を行うことを目的とする。」、本要綱（条例）は、「政治倫理」自体を説明していないが、「市政に対

する市民の信託に応えるため」「公正かつ清廉を基本姿勢と」することを政治倫理の要旨としていることを示している。

2、第3条、政治倫理基準として要綱に記載されている条項、「1 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。」、第1号、(1) 市民全体の代表者として、市民の規範となるよう公私にわたり品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、関係法令の遵守はもとより、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」ということで、この7まで、皆さん十分承知だと思いますが書かれています。

ここで3に入ります。

(3 政治倫理基準)の内容ですが、(ア)第1号と「第2号ないし第7号」との関係、上記のとおり、第3条第1項のうち、第1号は抽象的に「品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」を、第2号ないし第7号は、具体的に市政の適正を害するおそれのある行為を個別的に禁止するものであるところ、「市民の信託に応えるため、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動」(第1条)、「疑惑の解明」(第3条第2項)及び「兼業禁止」(第4条)等の規定に照らすと、第1号は包括的な基本規定、第2号ないし第7号は第1号を個別的に具体化した規定である。第2号ないし第7号を第1号とは別個の趣旨の政治倫理基準を定めた規定と解することはできない。

すなわち、尾張旭市議会議員政治倫理基準は、第1号ないし第7号に共通して、市政の公正を害して市民の利益を損なう行為を禁止するものであり、それを超えて、議員の地位や権限と直接には関係しない日常生活上の違法あるいは不適切な行為まで、政治倫理基準として全面的に禁止していると解することはできない。

これらの行為に対しては、政治倫理基準以外の法規制や社会的制約あるいは選挙民の判断に委ねられている。これらの行為を全面的に政治倫理に反するとすることは、議員の人格、人柄や考え方等が道徳観や善悪の基準に合致していることまで求めることにつながり、議員が喜怒哀楽を備えた人間(時として粗野な言動もあり得る)として、住民のために活発に意見を表明する自由(これは住民の利益にもかなう側面がある)ことを奪うことにもなりかねないということで、(イ)第3条第1項(1)の解釈として、(ア)で述べたところから、第3条第1項(1)は、後段の「関係法令の遵守はもとより、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」が本体であって、前段の「市民全体の代表者として、市民の規範となるよう公私にわたり品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み」は、後段を修飾する役割を有するにすぎず、後段とは別個独立に対し行為となるものではない。

このことは、第2号ないし第7号が、それぞれ1種類(あるいは同種類)の行為について「〇〇しないこと」と定めていることから見ても明らかである。「品位と名誉を損なうような一切の行為」を「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」とは別種類の行為であるから、もしこれを禁止の対象としているのであれば、第1号(後段)とは別の号を設けて「市民全体の代表者として、市民の規範となるよう公私にわたり品位と名誉を損なうような行為をしないこ

と」と定めてあるはずであるが、そのような定め方はなされていない。

なお、「関係法令」とは、刑法（賄賂罪）、公職選挙法及び政治資金規正法等を指しており、法律一般を指すものではない。

第3条第1項（1）の解釈と本件対象行為。

この点、本件の審査請求書には対象行為として「令和4年4月22日の各派代表者会において、お腹で相手議員を押しした行為」と記載されているが、おなかで相手議員を押しした行為は、一般に「関係法令（汚職の罪、公職選挙法等）」の遵守はもとより、「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」には該当しない。

それにもかかわらずこれに該当するという認定ないし評価をするには、審査会の各委員は、おなかで押す行為に至る経緯や対象議員の動機等を含めて、おなかで押す行為が市政や市民の利益にどのような影響を与えたか、その結果、市民に不正の疑惑を持たれるおそれを生じさせたかを、十分に検討審理する責任がある。

5として、まとめ、「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」がなくても「公私にわたり品位と名誉を損なうような行為」があれば政治倫理基準に違反すると解することは、要綱第3条第1項（1）の解釈を誤っている。また、おなかで押す行為が「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」に該当するという評価認定をすることは、要綱第3条第1項（1）の適用を誤っているということで、それ以外にも附属資料が、これは公表ではありませんがつけられておりまして、こうした話を聞いた中、私は今回の政治倫理審査規準に抵触するかどうかの部分については、こうした法的な根拠や実際の事例等の資料を含めながら、この文言を追っていく中で理解をして、これを弁明としたいというふうにさせていただきました。

確かに、その部分の行為については、この5回、6回の審査会の中で何度も私は話をしておりますし、皆さんに説明をさせていただいたつもりではありますが、結論的にはこの部分で弁明とさせていただきます。

長くなりましたが、私の弁明と、それから意見、説明等を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

会長（早川八郎） 山下議員の弁明が終わりました。

次に、陣矢委員のほうから山下議員へ質問項目が提出されましたので、陣矢委員のほうから1つずつ、1項目ずつ山下議員に質問していただき、1項目ずつ山下議員から回答をお願いいたします。

なお、質問も答弁のほうも明確に、具体的に、簡潔にお願いしたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、陣矢委員、お願いいたします。

委員（陣矢幸司） それでは、よろしくお願いいたします。

まず初めに、1から4番まで質問のほうは用意させていただきました。この4つの行為について、議員としてどのように考えるか伺いたいと思います。

まず1つ目、録音テープにもあったように、「大声で怒鳴り合う行為について」伺いたいと思います。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） 議員としての回答については、よくないと思います。議員としてだけでなく、人としてそういった行為はよくないと考えております。

以上です。

会長（早川八郎） ほか。

陣矢委員、お願いします。

委員（陣矢幸司） 続いて2つ目、「威嚇しながら詰め寄る行為について」ですが、どのように考えるかお伺いします。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） 2につきまして、こちらのほうも、前後の経緯、一連の流れ等を抜いたところで、この部分についてはよくないことだと思います。これも、議員としてでもありながら、人としてもよくないと思います。

会長（早川八郎） 陣矢委員、ほかお願いします。

委員（陣矢幸司） 続きまして、3番目の「揉み合い、体をぶつける暴力行為について」どのように考えるかお伺いします。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） これにつきましても同じであります。経緯、経過、その他一連の流れ等は抜きにしまして、この部分だけにつきましては、議員としてもよくないし人としてもよくないということで考えております。

会長（早川八郎） 陣矢委員。

委員（陣矢幸司） 続きまして4番目、「周りの阻止を振り切ろうとする行為について」はどう考えるかお伺いします。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） こちらのほうはちょっと内容的に、周りの阻止を振り切ろうとする行為につきましては、その内容についてがちょっと分かりにくい部分がありますので、その状況に応じた回答になりますが、今の流れの中で、周りの人が止めようとするという行為があったということについて振り切ろうとする行為でありますので、止めようとする意思のその内容が問題であると思いますが、回答は、こちらは前後の内容、その他状況に応じて変わるかと思っておりますので、全般的にはよくないというふうには考えております。

以上です。

会長（早川八郎） 今の件について、陣矢委員、どうぞ。

委員（陣矢幸司） 具体的には、目撃証言にあった、片渕議員と局長が止める、阻止しようと、止めていたものを振り切ろうとしたという証言があったもので、それに対してどう考えるかと

いうところをお伺いしたいと思いました。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） 分かりました。では、本件の内容についての意味合いだということで理解を
しました。

本件の内容について、これは止めようとするという行為をうまく理解していたかどうかにも
よるんですが、よくないことだと思います。ただ、この部分と、それから社会通念の中でいろ
んな状況が考えられますので、今回の場合につきましても申し述べるのであれば、本当にその
行為に映るかどうかというのは、止めようとする人たちの主観とか臆測が入っておりますので、
その事実認定の中での結果になると思います。

その中で、止めようとする気持ちに対しては、それは間違いないということと、それを振り
切ろうとすることに対してはよくないということで、しっかり事情を説明して話をする内容だ
と考えております。

以上です。

会長（早川八郎） 陣矢委員。

委員（陣矢幸司） ちょっとこの質問項目は4つで終わっているんですけども、今伺った、も
う一つよろしいですか。

会長（早川八郎） はい、どうぞ。

委員（陣矢幸司） 今伺った4つの行為なんですけれども、これについて、それぞれ状況証拠と
いうのか目撃証言を伺った上で、こういった行為があったということで質問につなげているん
ですけれども、この行為自体は実際にあったということを確認したいんですけれども、よろし
いですか。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） 大声でどなり合う行為につきましては、自分の感覚の中で、先ほど一つ一つ
のどの部分というのはないんですが、確かに声は大きかったことは認めます。

全てにおいてそうかという、証人の方々の主観がそれぞれのところに入っているというふう
には自分では感じています。ですから、荒げてとかという部分、大声でというたしか証人は
なかったと思うんですが、どなり合ったかどうかについては、そういった、声は大きく議論を
したということは間違いないです。

威嚇しながら詰め寄る行為については、威嚇はしてはいません。話の中で、退席をしようと
した中で向かい合ったということで、これは同時暴行ではないんですが、松原委員のほうも胸
を張って向かうというか、対応する姿勢をしたということが証人の中でもありますように、そ
れに対して、私はひるまないという自分の正義を信じて対応したということでもあります。

ですから、詰め寄ったというふうに見られたということであるのであれば、威嚇をして詰め
寄る行為という事実自体については否定をするものであります。

3、「揉み合い、体をぶつける暴力行為について」ですが、もみ合いという形はありません

でした。体をぶつける行為については、何回も説明をしているように、接近をしたところではねのける形で、これも自分はひるまない、自分の正義を信じて、要するにはねのけたということ、自分では証言を何度もしております。

続きまして、4、「周りの阻止を振り切ろうとする行為について」は、今のような話でございまして、これは出口のほうで2回目にそういった言い合いがありましたねという議論があったと思います。そのときに私が力強く前に出たというふうに証言をされていますので、その力強い力強くないかというのはこれ、主観であって、私、そんなに力強くないと自分では思っていますけれども、そういうふうに思われたということであれば、それはそうだったんだろうというふうに解釈しまして、その止められた方を否定するものではありません。

以上です。

会長（早川八郎） 陣矢委員。

委員（陣矢幸司） ありがとうございます。

以上です。

会長（早川八郎） よろしいですか。

ほかの方、質問あれば。

櫻井委員。

委員（櫻井直樹） お願いします。

今の陣矢委員の質問と関連しますけれども、今、一番最後にこの1から4の事実認定のところを陣矢委員が確認されたわけですが、今まで何回かいろんな方からその状況を見られたことを説明いただいた中で、体の接触があつて、議会の中でというか委員会の中であるべき状況ではないということが起こったということを私たちは何回か聞いてきました。

それで、確認したいことは、今山下議員からも直接言われましたが、接近に対してはねのけた、体の接触はあつたということ。ですから、山下議員の認識の中で、自分は体を当てたという認識はあるかどうか確認したいと思います。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） これは何度もというか、前回の第5回、前回は6回ですからその前、前々回にも話をしました。あるかないかで、私は「あります」とはっきり答えました。

そのときの対峙した中で、先ほど付け加えになったかもしれませんが、手を後ろにして、胸を張って「やれるもんならやってみろ」という形で立っている人間に対して、私はひるまないということで、そんな、ここは一人の人になってしまったので、それは議員として適しているかどうかという問いに対しては、それをもっと違う、回避する方法があるんじゃないか。

これは4回、5回するときにも発言してまして、選択肢の中で逃げる、例えば逃げる、それか退避する、そんな行為を取らずにもう一回議論をする、幾つかの選択肢はあつたと思いますが、対峙した対応の中では、すみません、ひるまないという、暴力に屈しない、それから恫喝されたことに対してそのまま引き下がらないという意味が最初に一番強く出たというふうに、

自分では振り返りながら考えまして、その結論でございます。

会長（早川八郎） 櫻井委員。

委員（櫻井直樹） よろしいですか。

会長（早川八郎） はい、どうぞ。

委員（櫻井直樹） 接近に対していろんな選択肢がある中で、山下議員の思いとしてはひるまな
いという思いの中で、体を当てたということなんですけれども、それは山下議員の中で暴力と
して、今振り返ってみて、体を当てたということは暴力というふうなものに自分は認識するか
どうかちょっと伺います。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） 難しい質問かなと思うんですが、要するに暴力の定義というのをこの中
でも言われていたと思うんですが、私的には、対峙する中で言葉の暴力を振るわれた。その中で議
論を求めた。そこで進んでいった。それで、松原たかし代表は胸を張って対峙してきた。要す
るに、これも花井委員の質問の中で、要するにやれるもんならやってみろというような体制に
なった。

それで、当てたかどうかのところについて、それが暴力だったかどうかというと、自分も暴
力というのは、例えば相手を倒すとか、暴の力によって相手を撃退するということの論理から
すると、いや、何をするんだというような対応の仕方です。これを例えば暴力に当てはめるか
どうかについては、自分ではすみません、どうだと聞かれたときに、ぶつかって何言っただ
というのが暴力かどうかというのにはすぐ、すみません、即答できません。申し訳ないですけ
れども。

会長（早川八郎） 櫻井委員。

委員（櫻井直樹） 分かりました。

山下議員の認識は今理解できましたので、ありがとうございます。

会長（早川八郎） ほかの方、ありますか。

これ、質問が最後になりますので、聞き漏らし等ないようにしてください。

丸山委員。

委員（丸山幸子） 山下議員の弁明もお聞きしながら、今の陣矢委員、櫻井委員の質問の答えも
聞きながら、その上でですけれども、改めて、山下議員は今回のことを反省しているかどうか
をお尋ねいたします。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） これは何回も話をさせていただいて、先ほどの発言の中で、1回から5回の
審査会での発言、片渕議員が「反省が見えない」というようなことの中で、私はその起きたこ
と、止めることができなくて起きて、いろんな方に迷惑をかけたことについては反省していま
すと文言で残っております。議事録で。

そのことについて、そういう選択肢の選択の仕方が誤ったことも反省して、代表も下りて、

会派も解散して、皆さんの前では謝罪もしてやっておりますが、だから、その部分については反省しているという回答になります。

あと、どの部分について反省をしているかということについては、個々に聞かないと分かりません。

会長（早川八郎） 丸山委員、今個々にとおっしゃいましたけれども、具体的にもう一度質問してください。

委員（丸山幸子） 個々ということではなくて、今回の審査請求にありましたおなかで押したということについて、反省をしているかどうかということです。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） 行為については反省をしています。ですから、ただ、一連の経緯、経過を何度も話をさせていただいていますように、その部分だけを捉えて押す押さない、私は対峙してくるから押し返したという部分について、いや、やるべき行為じゃなかったな、だから、顧みて省するということがありますから、その行為じゃない行為を選択すべきだったということは反省しております。

会長（早川八郎） ほか、ありますか。

丸山委員。

委員（丸山幸子） であるならば、今回の件を改めて謝罪するという気持ちはございませんか。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） これも、今回の件というのは全体の一連のことなのか、例えばおなかをぶつけた選択肢について謝罪をするというのであれば、私は、これは謝罪はしましたが、もう一度しなさいということであれば、おなかを当てるというか、どんな状況にあらうともしたことについては謝罪はします。

これは、発言の中でも謝るということは、録音聞いていただいて、皆様どのぐらい聞かれたか分かりませんが、何回でも言っていますし、反省もするというのも言っているんですよ。だから、そのことがそういうふうに見えたんだら申し訳ないということも録音聞いていただければ分かるんですけども、そういうことを言っております。

だから、選択肢の中で、その行為のことについては申し訳なかったですね。それで、直接それはその当日も松原議員に対して反省をした発信をしておりますので、また委員の皆さんがもう一度確かに分かるようにしたほうがいいというのであれば、その行為の部分については、私の選択が間違っていましたということは申し上げます。

会長（早川八郎） ほか、ありますか。

秋田委員。

委員（秋田さとし） 最後にちょっと、もう一度確認させていただきたいんですけども、4月22日の代表者会休憩中に片渕前議長が退室と言われて、山下議員は東側の出入口に向かってこの場を去ろうとした。そのときに松原議員と接触行為があったということなんですけれども、

ここで確認なんですけれども、山下議員は退室するために出たという認識でよろしいのでしょうか。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） 間違いありません。

会長（早川八郎） 秋田委員。

委員（秋田さとし） 先ほど山下議員のほうで、恫喝されたから松原議員のほうに近寄ったというとも言われたんですけれども、ちょっと矛盾があるような感じなんですけれども、その辺りどうなのでしょう。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） 発言の確認をもう一回しないといけないんですが、恫喝はされていたということで、議論にそこから進んでいたということでもあります。そのためにそこに進んだというふうな言い回しはないんですが、出て行く際にはもう言い合いにはなっていました。だから、何を言っちゃいけないんだと、何を言っているんだ、そういう言い合いでした。

だから、何を言いたいのかが僕は、何を言っちゃいけないのかを聞かせてくれという話をしましたが、その言い合いの中で動く態勢にありました。その中で立ち上がって、胸を張って、やれるもんならやってみなさいというようなポーズになったところで、私もそちらのほうで同じように対峙したということでもありますから、これも何度も言いますが、私は挑発を受けてそれに対峙してしまったということを反省もしておりますが、先ほどの文言の中で、恫喝を受けたからそこに行ったというのは、精神的な気持ちの中ではどこかにあるのかもしれないんですが、それだけを受けてそういうふうに進んだことはありません。発言でそういうふうにしたら、それは誤りです。訂正します。

会長（早川八郎） 秋田委員。

委員（秋田さとし） あくまでも話をするために松原代表のほうに向かったという考え方でよかったですか。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） 大局的にはそういうことです。きれいな今言葉で、話をするためにと言っていたいただきましたが、要するに口論ですね、中であります。私的には議論を求めていたつもりですが、文章で書けば話合いをするためということで間違いないと思います。

会長（早川八郎） ほか、ありますか。

秋田委員。

委員（秋田さとし） 7月5日に山下議員が提出した説明書、1ページの下から2段目に「両者同時に立ち上がり私は東側出入り口に向かう行動をとりました」とあります。しかし、その一方で、7月12日では「松原市議に近づいて話をしたかった」と発言し、「西に向いて、丸山議員の後ろ辺りで接触した」と発言されております。

少しここで矛盾があったんで今の質問を少しさせていただいたんですけれども、今回、弁明

という形で、初めて山下議員のほうから恫喝されたとかそういう言葉が出たんで、ちょっと今までの展開と違うということのを思いましたし、今、話を聞いて、山下議員のほうで恫喝行為があって、そこで口論もあって、丸山委員の後ろ側のほうで接触した。その接触は認めているという確認ですけれども、それでよかったですね。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） 整理していただいて、ほぼ間違いないです。その詳細、詳細について、最初は同時にというのを私が発言したと思うんですが、それは川村副議長が音声の中で、どちらも立ったというふうな発言をされていたのを、私的には同時に立ったというふうに解釈をしてしまった部分がありますので、その当時の、第3回ですか、私の意見書のところには少しそごというか、私の誤りがあったということは認めます。

だから、どちらも立った。「同時」と「どちら」というのをちょっと解釈のほうで混同しとったと思います。

会長（早川八郎） 秋田委員、よろしいですか。

花井委員。

委員（花井守行） 私、個人的にはもう政治倫理に当たるかどうかと、この山下さんの資料の大岡弁護士の話をお勉強させていただいて、そもそももうやる必要がないという、個人的には思うんですが、当たった、当たらんとか一連の流れが重要であるのであれば、一度録音テープと併せた実写の動きが必要であるかどうか山下議員にまず聞きたいのと、それから、前回6名の方が証言……

会長（早川八郎） 1つずついきましょうか。

委員（花井守行） 1つずつ。ああ、ほんじゃごめんなさい。まず1つは、そういう録音に基づいた実写の動きを再現したほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがお考えですか。

会長（早川八郎） 山下議員。

議員（山下幹雄） 委員の人がそのほうが納得できるというのであればそれがいいと思いますし、私も、実際に見てもいない人たちが今は議論をしなくちゃいけない。いろんな情報が今入ってきています、7回までの間に。それ以外にも入っているかもしれない。臆測とかあるから、実態をもう一回再現するということは必要かなとも思うんですが、本当にでもこれが政治倫理審査に必要かどうかとなれば、そこまでは必要性は僕は、今の中で委員の皆さんがしっかり理解していただけるのであればないのかなとも思います。

実際、私も思いました。腹を小走りでもうやってみたら、小走りと、それからすたすと、それからのっしのっしという例えば形容詞が幾つも出てきます。すたすたってどのぐらいの早さなのと、小走りって……

会長（早川八郎） 山下議員、花井委員の……

議員（山下幹雄） はい、すみません。会長、申し訳ない。だから、一応そういうことで、形容詞が幾つかあるから実際にやったほうがいいと思うけれども、そこまでは今のところ必要ない

んじゃないかと私は考えました。

以上です。

会長（早川八郎） 花井委員、続けてください。

委員（花井守行） では、同じなんですけど、前回6人の方が証言した、前々回ですね、ときに、誰一人として山下議員と松原議員のおなかが当たったところは見えていないという発言。

松原議員からはもちろん当たった、それで山下議員も当てたという、この二人があったものですから、つまり、6人の証言の方も皆記憶とか先入観やいろいろな記憶違いとかいろいろあったと思う。それから、各場所、位置もあって、非常に、まず1つ言いたいのは、誰一人おなかが当たったところを見えていないものですから、であれば、私、録音を30回も50回も何回も聞き直しているんですが、やっぱりこれどおりに一度人間を使って再現してやったら一目瞭然だと思います。それで、私……

会長（早川八郎） 花井委員、今は山下議員に対して……

委員（花井守行） 必要だと思いますので……

会長（早川八郎） 山下議員は今必要ないというふうにおっしゃいましたので、そこに対して答えてください。

委員（花井守行） ああ、ごめんなさい。ちょっと順番が違ったんですすみません。

会長（早川八郎） 続けてください。

委員（花井守行） 言いたいのは、6人証言して、一人もおなかが当たったところを見えていないということが重要だということが言いたいです。

以上です。

会長（早川八郎） それは今、意見だけです。分かりました。

山下議員。

議員（山下幹雄） じゃあ、花井委員のお気持ちは分かりましたし、皆さんにもしっかり見ていただくには、そういったことを再現するということは必要だとは思いますが、委員の皆さん、また正副会長に委ねます。よろしくお願いします。

会長（早川八郎） ほか、ありますか。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） 冒頭にも申し上げましたが、今回の審査は「令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押し付けた行為」ということが議論の対象として提出者から出ております。それに伴っての皆さん、判断ということになると思いますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

ほか、ありますか。よろしいですか。

花井委員。

委員（花井守行） 今回の会長の、おなかで当たったこういう審査の対象ということが、先ほどあったように議長と会長からの一連の行為が重要なのでそこを審査するという意味でよ

ろしいですか。

会長（早川八郎） はい。

審査請求者から政治倫理審査会を行ってくださいということで3名の方のお名前があって、それでこの会議をしているわけですので、その会議の在り方というのは、まず出てきたものに対して今皆さんにお話しさせていただいて、事実確認をしているだけということになりますので、その内容としては、おなかに当たったかどうかというところを審査しております。よろしいですか。

ほかの方もよろしいですか。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） 質疑が終わりましたが、ほか、いいですか。終わりますよ。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） 以上で質疑を終了いたします。

山下議員は御退席いただいて結構ですので。この後、状況によっては再度呼び出すこともありますので、御協力をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時03分再開

会長（早川八郎） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、松原議員から資料の提出がありましたので、松原議員に出席いただき、資料の説明をしていただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） それでは、松原議員に出席いただき、資料の説明をしていただきます。

松原議員をお呼びいたしますので、ここで暫時休憩といたします。

午前11時04分休憩

午前11時04分再開

会長（早川八郎） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、松原議員、資料の説明をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

議員（松原たかし） すみません。7月14日に提出させていただきました、議長、審査会長宛てに出した資料の説明をさせていただきます。

7月12日に開催されました政治倫理審査会におきまして回答をいたしました。回答できなかった部分などについて追加して回答するとともに、自身の発言及び質疑応答部分を文章化しましたのでこれを読み上げさせていただきます。

山下議員の7月5日提出の資料について、事実との相違点であります。

まず、1ページ目の24行目、「休憩中なら何を言ってもいいのか。」とありますが、私は「休憩中なら」とは発言しておりません。「何を言ってもいいんですか。」と発言しており

ます。

次に、1ページ目の29行目から2ページ目の1行目にかけて、「両者同時に立ち上がった事実につきましては、会議を通して録音が行われている事務局データに目撃者からの音声で確認できます」とありますが、私は山下議員が近づいてきたので立ち上がりました。

なお、両者同時に立ち上がったとは誰も言っていなかったと記憶しております。

続きまして、2ページ目の2行目、「その場における移動関連は概略図でお示ししますので、別紙ご参照ください」とありました。別紙の接触場所として示してありますが、山下議員から押された場所はこれより2メートルほど西側の場所であります。

これ以外にも、この事実認定における説明書の記載において、誤りと思われる点について回答させていただきます。

まず、1ページ目の7行目から8行目にかけて「会派の所属員数で大きいものから順次エントリーが進む制度がとられており、最後に私（山下）に発言機会が回りました」とあります。監査委員については、会派順に順次エントリーではなかったと記憶しております。

次に、1ページ目の20行目から22行目にかけて「エントリー時に議論できないか議長に確認しましたが、できない旨を慣例によるものとし却下されました。そこで、意義（異議）を唱える意味で私も敢えてエントリーをしました」とありますが、私の記憶では、却下されたからエントリーされたのではなく、山下議員はその前からエントリーされていたと記憶しております。

最後になりますが、1ページ目の5行目から6行目にかけて「調整が不調の場合は代表者会出席者の採決で決定される運びであると認識していました」とありますが、各派代表者会では「採決で決定される」とは誰からも発言されていませんでしたし、過去の人事協議においても、監査委員が各派代表者会の採決で決定されたことはなかったと記憶しております。当日の各派代表者会に出席していた議員は、山下議員以外は採決で監査委員が決定されるとは誰も認識していなかったと思います。

以上でございます。

会長（早川八郎） 松原議員からの説明が終わりましたが、ここまでで何か確認等ありますか。よろしいですか。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） じゃあ、次に、陣矢委員のほうから松原議員への質問項目が提出してありますので、陣矢委員のほうから、先ほどと同じように1項目ずつ松原議員に質問していただき、松原議員におかれましては1項目ずつ回答をお願いいたします。

陣矢委員。

委員（陣矢幸司） すみません、よろしく願いいたします。

松原議員への質問につきましては、3つ用意をさせていただきました。この3つに対して、議員としてどのように考えるかを伺いたいと思います。

まず1つ目、「大声で怒鳴り合う行為について」どのように考えるか伺いたいと思います。

会長（早川八郎） 松原議員。

議員（松原たかし） 大声でどなり合う行為についてですが、山下議員が体をぶつけてきましたので、「今、何だ」とどなったのは事実ですが、それまで私はどなった覚えはありません。
以上でございます。

会長（早川八郎） 陣矢委員。

委員（陣矢幸司） 続いて、2番の「冷笑した行為について」どのように考えられるかお伺いしたいと思います。

会長（早川八郎） 松原議員。

議員（松原たかし） 冷笑した行為について。談合など、山下議員は主義主張を声を荒げ発言されていまして、おかしく感じておりました。笑っていたつもりはありませんが、ほかの方から見て冷笑したように見るとしたら、それは間違いであります。
以上でございます。

会長（早川八郎） ほか。

陣矢委員。

委員（陣矢幸司） 3つ目、「詰め寄る相手と対峙する行為について」どのように考えるか伺います。

会長（早川八郎） 松原議員。

議員（松原たかし） 前も説明をさせていただきましたが、挑発をした行為のように見えた行為を繰り返し、にらみつけながら顔をしゃくり上げ、足早に向かってこられ、瞬時に逃げるか立ち向かおうかを考え、立ち向かう考えを選びました。なぜなら、逃げたら今後、逃げ通さなければならないからであります。
また……いいです。はい。

会長（早川八郎） よろしいですか。

陣矢委員。

委員（陣矢幸司） ありがとうございます。

結構です。

会長（早川八郎） ほか、ありますか。

花井委員。

委員（花井守行） では、すみません、先ほどの1番ですけれども、山下議員がぶつかったのでどなったということの、そのぶつかったからどなった行為に関してどう思われるか、お願いします。

会長（早川八郎） 松原議員。

議員（松原たかし） 暴力行為を振るわれて、冷静におれる感覚ではなかったのが事実でございます。

会長（早川八郎） ほか、ありますか。

花井委員。

委員（花井守行） その冷静におれないのでどなったということ自体の行為はどう思われますか。

会長（早川八郎） 松原議員。

議員（松原たかし） 黙っていて、また次の行為が来るおそれもあり、「何をするんだ」ということを発言させていただきました。

会長（早川八郎） ほか、ありますか。

花井委員。

委員（花井守行） 自分は何度も録音テープを30回も50回も聞いているんですが、やっぱりぶつかってきたとはいえ、その後の松原議員のトーンも非常に恐怖を私は個人的には感じたんですが、そのことの、つまりどなったという行為はどう思われるかお伺いします。

会長（早川八郎） 松原議員。

議員（松原たかし） 暴力行為をされて、「今なぜそのようなことをされたのですか」という状況ではない勢いでした。

会長（早川八郎） ほか、ありますか。

ほかの委員の方、質問があれば。

花井委員。

委員（花井守行） 3番の詰め寄る相手と対峙する、今、陣矢委員からあったんですが、挑発を受けて逃げるか立ち向かうか考えたとき立ち向かうを選んだ、なぜならとお答えいただいて、その立ち向かった結果についてどう思われているかお伺いいたします。

会長（早川八郎） 花井委員、おなかに当たった行為に対しての今回の審査になりますが、今の二、三問はちょっとずれてきているような気がするんですが、その辺りはよろしいですか。

委員（花井守行） はい、ずれていない。3番の陣矢委員の質問に対してもう少し詳しく聞きたかったんです。

会長（早川八郎） そういうことですね。分かりました。

松原議員、よろしいですか。

議員（松原たかし） 先ほども申し上げたとおり、逃げるか立ち向かうかをもう瞬時にして考えなければならぬ状況でありました。

向かっていった行為、これは、人として逃げないということも大事だということは今でも思っております。

以上です。

会長（早川八郎） 花井委員、ほか、よろしいですか。

委員（花井守行） ありがとうございます。

会長（早川八郎） ほかの方。これ、最後になりますが、よろしいですか。

花井委員。

委員（花井守行） この一連、松原議員のほうからもいろいろ前回と違ったと出ておりますので、

先ほどから言っているように、録音に基づいて、実際に人を使って時間とかそういういろんなのをやったほうがいいのではないかと思います、そういう検証を、松原さんも誤解を招かないということも含めて、そういうのが必要だと思いませんかという質問です。

会長（早川八郎） 松原議員。

議員（松原たかし） 政治倫理審査会、この場で本当にお時間を取らせてやっていただいております。これは皆様で決めていただくことだと思うというか、私の個人的意見、皆様の審査会としての意見で私は賛同させていただきます。

以上でございます。

会長（早川八郎） ほか、ありますか。ほかの委員の方、よろしいですか。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） 以上で質疑を終了いたします。

松原議員は御退席いただいて結構ですが、この後状況によりましては再度呼びいたしますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時15分再開

会長（早川八郎） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一通り弁明、質疑応答等が終了いたしました。

再度、質疑や確認したい事項がございましたら、発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） それでは、事実の確認を終了し、審査請求の対象となる事由の内容「令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押しした行為」、この事実があったかどうかの認定を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

会長（早川八郎） それでは、事実確認を終了し、審査請求の対象となる事由の内容「令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押しした行為」、この事実があったかどうかの認定を行います。

委員の皆様から発言をお願いいたします。よろしいですか。

花井委員。

委員（花井守行） おなかで当たったかどうかの事実認定を決めるわけですね。

会長（早川八郎） はい、そうです。

よろしいですか。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） それでは、事実認定についての採決を行います。

審査請求の対象となる事由の内容「令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押しした行為」があったと認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

会長（早川八郎） 挙手全員、7名です。よって、審査請求の対象となる事由の内容「令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押しした行為」があったものと認定することといたします。

続きまして、「お腹で相手議員を押しした行為」が政治倫理要綱第3条第1項第1号に該当するかどうかの審査を行います。

委員の皆様の発言をお願いいたします。

花井委員。

委員（花井守行） 先ほど山下議員の資料であった大岡弁護士というふうな解釈を私もよく勉強させていただいて、そもそも政治倫理という、自分もかなりの勘違いがありましたので、この行為自体が政治倫理に触れることはないと考えております。

もしこの会で、皆さんどう考えるか御意見聞きたいところではありますが、まずは聞きます。

会長（早川八郎） よろしいですか。

ほかの方、御発言があれば。

陣矢委員。

委員（陣矢幸司） 双方、体が当たったということを認められておりますので、これは蹴ったり殴ったり傷害事件ではないんですけども、暴力事件だとは思いますが。

以上です。

会長（早川八郎） ほか、ありますか。

ここは重要な部分になりますので、一人一人伺いたいと思います。

秋田委員、お願いいたします。

委員（秋田さとし） 私も当初からこの政治倫理要綱の第3条の1項に抵触すると思っておりまして、自分の考えを変えることはないです。

会長（早川八郎） はい、分かりました。

丸山委員。

委員（丸山幸子） 私も、政治倫理基準に抵触するというふうに考えております。

会長（早川八郎） ありがとうございます。

櫻井委員。

委員（櫻井直樹） 私も、今これ、政治倫理要綱に抵触するかどうかということですので、第3条第1項ですかね。「市民の規範となるよう公私にわたり品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み」というところに私は抵触すると思います。

山下議員のほうからも先ほどの答弁の中で、人としてはよくない、議員としても人としてもよくないというふうな発言もありましたので、私も抵触すると思います。

会長（早川八郎） ほか、ありますか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） ほか、発言ないということでしたので、それでは「お腹で相手議員を押しした行為」が政治倫理要綱第3条第1項第1号に……

（発言する者あり）

会長（早川八郎） 花井委員。

委員（花井守行） すみません。今、皆さんの意見を聞きまして、抵触するということですので、私、前からも言っているとおり憲法、議員という活動がこの7人の倫理審査会のメンバーで決まってしまう、道徳的なことで決めてしまうというのは憲法を超えるおそれがありますので、それは非常にやってはいけない、まずいことだと思う。

この政治倫理、尾張旭がこれをつくったとき自分も議員でしたけれども、だとすると間違っていると思いますので、この席で私は、今から採決を取るんであればちょっと同席するわけにはいかないので、申し訳ないんですけども辞退させていただきたい。退席か、この委員を辞めたいと思いますが、いかがですか。

会長（早川八郎） 委員を辞めたいというのは少し無責任というふうに感じますので。あくまで皆様も、それから今まで事務局の方も真摯にお答えしていただいて、自分たちの職務を全うするような形でいろいろ発言とかしていただきました。

皆さん、いろんなお考えがあることは御理解しますので、花井委員が今おっしゃった中身は花井委員のお言葉として皆さんにどう通じるかということだと思いますので。それが気に入らないから私は辞めますということ自体は、少し議員としては、態度としてはよろしくないかなというふうに私は感じますので。ぜひ、反対されるなら反対されるで、そういう形で結構ですので。

今回これ、何か結論が出たからといって、議長の諮問機関になりますので、こういう事実があって、こういう形になりましたよということで議長のほうに報告するということまでが私たちの仕事と私は感じております。その辺りでちょっと御理解いただいて、今後も委員として、今から発言、採決とかに御協力いただくことでお願いできませんでしょうか。

花井委員。

委員（花井守行） 会長もごもつともだと思うんですが、もうこれから尾張旭の長い歴史で、この会が一人の人をそういうことで決めたというところに私は同席したくないので、であれば、その採決の間だけ退席をさせてください。お願いします。

会長（早川八郎） 退席するかしないか、もう私で決めることができませんので。委員の方もあれですから。ただ、退席されたという事実だけは議長のほうには報告させていただくということではよろしいですか。はい、分かりました。

（花井守行委員 退席）

会長（早川八郎） ほか、御意見ありますか。

陣矢委員。

委員（陣矢幸司） 今、花井委員の退席なんですけれども、もう少し詳しく、先に言っておけばよかったのかもしれないんですけれども、事情というのか理由というのかをちょっと伺いたいなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

会長（早川八郎） 委員の皆様、どうですか。

私、会長としては、今できれば御協力いただいて、発言とか採決に加わっていただけませんかという御協力要請をさせていただきました。それに対して花井委員は、いや、それでも出て行きますよとおっしゃいましたので、今の陣矢委員の御意見は承りますが、私は再度花井委員に残ってほしいというふうにお伝えして、それでも出て行かれたということが事実だと思いますので。その辺りで皆さん、御意見があれば言ってください。

陣矢委員。

委員（陣矢幸司） はい、分かりました。

会長（早川八郎） よろしいですか。

委員（陣矢幸司） はい。

会長（早川八郎） それでは、「お腹で相手議員を押しした行為」が政治倫理要綱第3条第1項第1号に該当するかどうかについて採決を行います。

「お腹で相手議員を押しした行為」が政治倫理要綱第3条第1項第1号に該当すると認めることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

会長（早川八郎） 挙手6名です。1名は退席されましたので、手は挙げていないということになります。

事務局に確認ですが、今この場での挙手というのを6名という形にしたのが全員という形になるのか、7名中6名になるかというところを、今3分の2以上になっておりますので、結論は変わりませんので、その辺りのほうを今後整理していきたいと思っておりますので、少し保留にさせていただきます。こういう事実があったということをお願いしたいんですが、その部分について何かあれば。

議事課長。

議事課長 尾張旭市議会議員政治倫理要綱第6条の第5項第3号におきまして「審査会の議事は、出席委員の3分の2以上の同意により決定する。」ということですので、今出席されている6名、その中で全員の賛成により同意ということで、出席委員6名で、「3分の2以上の同意により決定する」ですので、決定するかどうかは3分の2以上、4名以上が同意であれば審査会の議事としては決定です。

「出席委員の」ですので、全員賛成という言葉で問題ないと考えております。

会長（早川八郎） ありがとうございます。

委員の皆様、それでよろしいですか。

(発言する者なし)

会長（早川八郎） それでは、再度お伝えします。

挙手は6名、全員です。よって、審査請求の対象となる事由の内容「令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押しした行為」については、政治倫理要綱第3条第1項第1号に該当すると認定いたします。

ここまででよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

会長（早川八郎） 申し訳ないですけれども、事務局の方、花井委員のほうに一度お声をかけていただいて、再度出席していただけるか聞いていただけますでしょうか。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

(花井守行委員 入室)

午前11時28分再開

会長（早川八郎） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

花井委員のほうに戻ってまいりましたので、7名で再度進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、「令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押しした行為」について、政治倫理要綱第3条第1項第1号に該当すると認定されましたので、措置の審査を行います。今から皆さんにいろいろ御意見を伺います。

ここはすごく、一人の議員に対してすごく重要な部分となりますので、取りあえず皆さんの御意見だけを伺って、本日結論が出ない可能性もありますので、その辺りは少し進行具合によって決めていきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

この辺りで、委員の皆様、よろしいでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

会長（早川八郎） それでは、委員の皆様、発言をお願いしたいんですが、これ、大切な部分ですので、一人一人お願いしたいと思いますので。

陣矢委員。

委員（陣矢幸司） 今回の山下議員の行為が、先ほど山下議員の質問でも個人の主観、山下議員の主観があると思いますが、私は暴力行為と認識しますので、要綱にある(1)から(4)の措置に照らし合わせると、(3)の議員の辞職勧告を行うことが適当だと判断をさせていただきました。

考え方としましては、審査請求の対象となる事由の内容が「お腹で相手議員を押しした行為」であり、この行為が前後を含めて審査した結果、暴力行為と判断をしたということです。

以上です。

会長（早川八郎） よろしいですか。

秋田委員。

委員（秋田さとし） まず、今回この要綱に抵触するということで決まりまして、そして、今日で7回目、6回の進め方の中でいろんな方の意見を聞かせていただきまして、言いにくい部分もあったろうと思いますけれども、正直に事実を話ししていただきまして、それを加味して、今回の山下議員の弁明も聞かせていただきまして、政治倫理要綱の第9条、4つありますけれども、本当に、非常に難しい措置の方法になるかと思うんですけれども、私としてはこの(3)番の議員辞職勧告を行うこととしてもいいのかなと思っております。

以上です。

会長（早川八郎） じゃあ、丸山委員。

委員（丸山幸子） まず、今回のことなんですけれども、いかなる理由があってもこういった暴力行為は許されないということと、あと、今後このようなことが二度と起こらないようにということをおっしゃっております。

先ほど山下議員の言葉で、今回起きたことは反省をしているということと、改めて謝罪する、必要であれば謝罪もするという言葉がありましたので、公開の議場において戒告、戒めの注意を山下議員に対して行う。また、公開の議場において陳謝をしていただくということで考えております。

会長（早川八郎） 丸山委員、ちょっと確認なんですけど、第9条の(1)から(4)の、1号から4号まであるんですけど、そうすると、今の4号のところの中身ということでよろしいですか。

委員（丸山幸子） そうですね。その他のところですよ。

会長（早川八郎） はい、分かりました。ありがとうございます。

では、櫻井委員、お願いいたします。

委員（櫻井直樹） いろいろ思うところがありまして、本当に残念なことが起こってしまって、いろいろ確認をさせていただいたんですけれども、でも、山下議員のお話の中でも、先ほどもどんな状況があっても体を当てたこと、おなかを当てたことについては反省しているし、機会があれば謝罪するというふうなお言葉もありましたので。

何回かの資料の中でも、私はいろんな状況があるにしろその行為はよくないですよというふうなところで確認だけしてきたんですけれども、そのことについては反省しているということのお言葉がありましたので、私はこの第9条の(1)から(4)のどれかといいますと、議長による嚴重注意がいいのか、それから、この要綱を遵守するための警告がいいのか、だから、ちょっと(4)で、議長が必要と認める措置を行うというふうなところが私はいいいんじゃないかなというふうには思います。

会長（早川八郎） すみません。(4)のところ、4号のところ、その他のところで議長の措置、議長にお任せするという意味で……

委員（櫻井直樹） そうですね。この(1)が要綱を遵守するための、「警告し」というのがこれ、主語がないので、誰が警告するか分からない。これが議長であれば、ここで僕は該当すると思

うんですけれども。だから、ちょっと区別がつきにくいので。

会長（早川八郎） 分かりました。

委員（櫻井直樹） 結論から言うと、4番の「議長が必要と認める措置を行う」が適当だというふうに思います。

以上です。

会長（早川八郎） 花井委員、先ほど採決には加わっていただけませんでした。採決としましては、全員、6名が認定したという形になりまして、今回花井委員のその流れからいきますと、今回このところも何もないよという形になるかもしれませんが、もし御意見等あれば伺いますので、発言あればよろしくお願いします。

花井委員。

委員（花井守行） ありがとうございます。

先ほど言うように、この7名の委員で、3番でいきますと辞職勧告を行うところまで、非常に重たい処分を下すこととなりますので、非常に議員の一人が、何千人という市民から選ばれた権利になると思います。

なので、ごめんなさい、1番と4番の違いがちょっと私、まだ不勉強かもしれませんが。細かく分からないんですが、意見を言わせていただくとすると、もう既に山下議員は当日も含めて謝罪をしておりますので、その場でですね。なので、1番と4番で私はいいいんではないかなと思います。

以上です。

会長（早川八郎） はい、ありがとうございます。

花井委員からの意見としては、議長の嚴重注意処分とか、4番目のところとして、同じようなニュアンスで、注意だけでよろしいんじゃないかというところでよろしいですか。はい、分かりました。

副会長。

委員（日比野和雄） 私からは、結論から申し上げますと、議員の辞職勧告を行うということが望ましいのではないかと思います。

それで、今まで7回の審査会がありましたけれども、ここでいろいろな方のいろいろな御意見を伺いました。そこで、私たちは直接見たわけではありませんが、皆さんの真摯な御意見を伺うと、暴力行為があったということが判断できると思います。その中では、やはりこの感情の高まりとともに当たってしまった、決してあってはならないことが起こってしまった、こんな事実がよく分かったと思います。それで、私の申し上げたとおりの結論といたしました。

以上です。ありがとうございました。

会長（早川八郎） 皆さん、これ、一人の議員の方の今後のことを大きく左右しますので、これだけ、7名でもかなり意見がばらついていると思います。今ここで早急に結論を出すというのは、少し私としてはやめたいと思って、これ、一度もう一回持ち帰って、今日のこととか、今

ほかの方の御意見もいろいろ伺ったら、例えば、ああ、もうちょっとこういうふうなのがいいかなとか、こんな感じがいいかなというのがあるかもしれませんので、次回のときまでに結論を持って行って、もしとまらない場合は、そのとまらない部分ということで議長に報告させていただこうかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

会長（早川八郎） では、今日のところは、皆さんから措置については御意見がこういう形であつたよということだとどめておきます。

事務局、今までの進め方で何か、よろしかったですか。

議事課長 はい、大丈夫です。

会長（早川八郎） 議長、よろしいですか。

では、措置については、今度の会議のときに皆さんに再度御確認させていただきたいと思えますので、よろしく願います。

ここままで議題1を終了したいと思います、何か確認等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

事務局、よろしいですね。

(発言する者なし)

会長（早川八郎） 続きまして、次回の日程調整を行いたいと思えます。

次回は8月22日月曜日午後1時30分、お昼の1時30分から開催したいと思えます、皆様、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

会長（早川八郎） はい、ありがとうございます。

それでは、次回は8月22日月曜日に開催することといたします。

なお、次回の審査会においては、審査結果の報告を取りまとめたいと思えますので、事前に正副会長で案を作成し、委員の皆様にご覧の前に送付させていただきたいと思えますので、その案に基づいて取りまとめていきたいと思えますが、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

会長（早川八郎） はい、ありがとうございます。

それでは、次回の審査会については、事前に正副会長で審査結果の報告書案を作成し、委員の皆様にご覧に送付いたしますので、その案に基づいて取りまとめていきますので、よろしく願います。

そのほか、何かありましたら。

(発言する者なし)

会長（早川八郎） じゃあ、その他について何かありましたら。議題2ですね。

事務局、何かありますか。

議事課長　ございません。

会長（早川八郎）　はい。

議長、何かありましたら。よろしいですか。はい。

それでは、次回は8月22日月曜日1時30分から開催いたしますので、よろしく申し上げます。

これにて、第7回尾張旭市議会議員政治倫理審査会を終了いたします。

午前11時40分散会